

2026年1月9日

九州実務補習所
2025年 各期生 各位

一般財団法人会計教育研修機構
九州実務補習所運営委員会

第1回ディスカッションテーマについて

2026年1月20日(火)開催

2026年1月20日(火)に開催する「第1回ディスカッション」のテーマが、下記のように決定いたしました。記載のテーマを読み、各自の考えをまとめてくるようにしてください。
なお、関連資料は各自で集めてくるようにしてください。

テーマ1 (フリーディスカッション)

公認会計士は、医師や弁護士と並ぶ難関資格と言われており、社会的影響力の高い職業です。監査業務のみならず、非監査業務の拡大や組織内会計士の増加など、公認会計士の活躍が期待される業務領域は今後更に拡大していくものと考えられます。

そこで、他の職業・資格との比較、社会的役割、業務領域の成長性等の観点から、あなたが考える公認会計士という資格の魅力について述べてください。

また、あなたが目指す公認会計士の理想像とそのため今後行うべきことについて各自の意見を具体的に述べてください。

公認会計士

(公認会計士の使命)

第一条 公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。

(公認会計士の職責)

第一条の二 公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、独立した立場において公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

(公認会計士の業務)

第二条 公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする。

2 公認会計士は、前項に規定する業務のほか、公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

テーマ2（フリーディスカッション）

企業不祥事や不正会計が相次ぐ中で、「なぜ公認会計士は不正を防げなかったのか？」という問いが繰り返されています。

公認会計士には監査人として不正を見抜き、実態を適切に表現されているかどうか監査することが求められています。

具体例として、2024年4月に発生したオルツ事例を例にとって以下の観点から議論してください。

- ① 不正は誰によって行われ、その手口はどのようなものだったか。
- ② 不正はなぜ見逃されたのか。監査法人の変更、後任監査法人の責任・限界の面から議論してください。
- ③ 取引の実在性や事業進捗について、会社からの説明に客観的裏付けが乏しく違和感を抱いた場合、監査人はどういった対応をすべきだったか。

以上